

一般社団法人岩手県ソフトボール協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

【最終更新日：令和8年3月1日】

原則	項目	自己説明
<p>[原則1]法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</p>	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守している。
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること	
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	事業運営に当たっては、団体の各種規程等を把握しているとともに遵守している。 また、中央競技団体の倫理・コンプライアンス委員会などと連携を図りながら、当協会の倫理委員会機能も十分働かせた中で、法令順守の徹底を図る取り組みを強化していく。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	役員選任規程に基づき役員等を選任しており、事業運営を行うための体制を構築している。
	(5) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること【追加項目】	協会及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な各種規程を整備している。 当協会倫理規程第5条では、「関係法令及び本協会の定款、倫理規程その他規程を厳格に順守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。」としている。
	(6) その他組織運営に必要な規程を整備すること	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。
	<p>① 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか【追加項目】</p> <p>② 法人の業務に関する規程を整備しているか【追加項目】</p>	法人業務に関する必要な規程を整備している。
<p>[原則2]組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	年度毎の「基本方針・主要事業目標及び事業計画」については、当協会社員総会において決定するほか、全役員・会員向けに発行される要覧並びに協会ホームページにおいて公表しており、より充実した組織運営に努めていく。 なお、長期計画については、長期振興10カ年計画を「第2次(2011年度から2020年度まで)」までは作成したが、第3次(2021年度～2030年度)については策定していない。今後、本協会の目的を達成するため、中長期計画の策定に向けて検討していく。
<p>[原則3]暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</p>	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	法令順守に当たっては、令和6年度は協会役員を中心に法令順守等を徹底するためのインテグリティ研修会を実施した。今後、正会員や支部(市町)協会も含め、法令順守(コンプライアンス、インテグリティ、ハラスメント防止等)の徹底を継続的に強化していく。
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	指導者養成講習会においては、法令順守(コンプライアンス、インテグリティ、ハラスメント防止等)の徹底を十分周知している。 また、協会強化担当者や選抜監督については、県スポーツ協会主催のコンプライアンス教育(スポーツ・インテグリティ研修)に出席させるほか、指導者資格保有者については、更新研修における受講を徹底している。 なお、競技者に関しては、チーム指導者がチーム内を統括し、関係者への啓発を促進していく。
<p>[原則4]公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	一般に公正妥当と認められる会計の原則に則った会計処理を確実に行っている。
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県、市町、県スポーツ協会や中央競技団体からの補助金等の会計処理については、申請と報告を適切に行っている。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	当協会事務局員による会計処理を行っているが、負担軽減と対応人員の増員を図る必要がある。 毎年、当協会監事による会計監査及び業務監査を実施し、適正な執行が確認されている。

原則	項目	自己説明
[原則5]法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加項目】	定款と役員名簿は、当協会ホームページで公開しているが、財務情報等についても開示を検討していく。
	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること【追加項目】	当協会ホームページにより、県選抜選手選考会の開催についても周知するほか、「一般社団法人岩手県ソフトボール協会選抜チーム編成要領」の公表についても検討する。
	② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること【追加項目】	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は、令和7年度中に当協会ホームページで開示していく。
	(3) 各種問合せへの適正な対応を行うこと【追加項目】	当協会WEBサイトへの問合せ等には、個別の問題や課題については、可能な限り対処している。
[原則6]高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〔NF(中央競技団体)向け〕の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 支部(市町)協会との連携をはかること【追加項目】	法令順守(コンプライアンス、インテグリティ、ハラスメント防止等)の徹底を支部協会連絡担当者会議においても実施し、各会員への周知を図る取り組みを強化していく。
	(2) 中央競技団体のガバナンスコードに係る適用可能項目を採用する【追加項目】	日本ソフトボール協会ガバナンスコードの危機管理や不祥事対応等、適用が可能と思料される項目について、本ガバナンスコードへの採用を検討する。